

季刊

# 労働おきなわ

2011 Autumn

No.115



沖縄県商工労働部労政能力開発課

再生紙を使用しています

労働相談窓口

フリーダイヤル  
0120-610-223

## 労働おきなわ

2011 Autumn No.115

## ◆ Relay Essay

- 財団法人 21世紀職業財団沖縄事務所 所長 豊平唯子…………… 1
- ◆県民提案型グジョブ推進事業 県内各地で実施中!…………… 2
- ◆平成23年度沖縄県労働大学講座及び勤労青少年の日記念講演の開催…………… 4
- ◆ INFORMATION
- ・ワーク・ライフスマイルセミナーの開催…………… 5
  - ・平成24年度訓練生募集のお知らせ…………… 6
  - ・最低賃金が改定されました…………… 8
  - ・11月は「労働保険適用促進強化月間」です…………… 9
  - ・高齢者雇用安定法関連のお知らせ…………… 10
  - ・仕事応援ダイヤルについて…………… 11
  - ・雇用・労働関係の情報ウェブサイト…………… 12
  - ・財団沖縄中部勤労者福祉サービスセンター「ゆいワーク」…………… 13
- ◆労働相談…………… 14
- ◆労働委員会だより…………… 15
- ◆労働経済指標…………… 16



◀表紙の写真

ローゼル (アオイ科): アフリカ等の熱帯地域原産。10月～11月にかけて開花。高さ2.5mになる一年草、または多年草です。苞を収穫してお茶などにしたり、若い葉はおひたしとして食される。



## 沖縄事務所の閉鎖にあたって

(財)21世紀職業財団沖縄事務所

所長 豊平唯子

41年間の公務員を定年退職し、平成19年4月に(財)21世紀職業財団沖縄事務所(以下「財団という」)に再就職した。これまで従事してきた業務は主に女性労働に関わる仕事であった。

公務員時代は沖縄労働局雇用均等室(以下「均等室」という)で「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」の法律を、事業主に遵守していただき、法に抵触することがあれば是正を求める仕事であった。

財団は、均等室が所掌する各種法律を事業主がスムーズに遂行できるようサポートする仕事である。

法律を遵守し、従業員が能力を十分発揮できる雇用環境をつくり、企業に貢献できる人材を育成するために助成金の活用やセミナー等を実施してきた。

労働者がその能力を十分に発揮するには、労働者が安心して、業務を遂行出来る環境を整備することが企業にとって大切である。

安心して働けるとは、まず、雇用が安定していること、そして年休・産前・産後休業・育児・介護休業等必要な時にいつでも安心して労働者の権利が履行できる環境があること。また、トップを始めとする良き理解者がまわりにいることが大事である。このような環境があれば、労働者も職務に専念でき能力を十分発揮するであろう。

私が均等室在職中に相談を受けた事例の多くは育児休業に関わることで、相談者が法律で定められている育児休業を願い出たら、会社には制度が無いとかあっても嫌な顔をされたりして育児休業が取りにくい、等々の相談が多数あったことである。

企業が法律で定められた事を遵守し、労働者に、いつでも職場復帰できる旨、確約してあげると労働者も安心して休業できるのである。仕事をするのは労働者の当然の権利であり義務でもあるが、育児休業について、安心して休ませて貰ったという感謝の念から、職場復帰以後は、一層仕事に専念して、会社に貢献するであろう。

財団では、育児休業者が安心して休業し、また、

他の従業員にも負担がかからないような措置として「代替要員確保助成金」がある。更に育児や介護で休業した者がスムーズに職場復帰できるための「休業者能力アップ助成金」や「育児短時間勤務の為の助成金」の活用を事業主に勧めてきた。助成金以外の仕事として、職場における「セクシュアルハラスメント防止」の研修も実施してきた。

平成19年からは、企業からのオーダーメイドという形で有料で実施をし、多くの企業等でセクシュアルハラスメント防止に取り組んでいただいた。

最近「パワーハラスメント防止」についても関心が高くなり、今年度開催した「パワーハラスメント防止&メンタルヘルス対策セミナー」(有料)は定員50人を上回る93名の参加を頂き関心の高さが伺えた。

財団では、「育児・介護に関する助成金」、「パートタイマー均衡待遇助成金」の他「セクシュアルハラスメント防止」、妊娠・出産・育児・介護等で退職した方々に対する「再就職支援事業」等々の事業を行ってきたが、平成21年11月13日の行政刷新会議の仕分けの対象になり、閉鎖ということが決まり、財団地方事務所は平成23年10月末日をもって閉鎖することとなった。

育児・介護に係る助成金については、沖縄労働局雇用均等室で引続き行うので、企業も更なる助成金を活用し、従業員の「仕事も大事・家庭も大事」両立できる職場環境作りが図られますよう期待します。

なお、財団は、東京にある本部と関西事務所において、人材多様化時代に対応した雇用管理を実現するため、企業における「働く女性の活躍推進」「仕事と生活の両立ワークライフバランスの実現」「ハラスメントのない職場づくり」等の事業を実施していくので、これらのご活用も願っています。

これまで、沖縄県を始め各市町村、企業、各種団体からのご支援・ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。財団事務所の閉鎖にあたってのご挨拶とさせていただきます。

# 県民提案型グッジョブ推進事業 県内各地で実施中!

沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善するため県民一丸となって取り組む県民運動「みんなでグッジョブ運動」は、わたしたち県民みんなが働くことに生きがいを感じられるような、“働く夢”の広がる社会づくりを目指して、平成19年度から運動を展開しています。

今年度は、県民参加型の取り組みを一層推進することを目的に、県民の皆様から「みんなでグッジョブ!」県民提案事業を募集しました。

この事業募集に対し、みんなでグッジョブ運動や働くことのすばらしさを県民みんなに広める取り組み、沖縄県の産業と雇用の拡大につながる取り組み、若者のキャリア形成を促す取り組みなどの数多くの提案が寄せられました。

このうち、自ら事業展開を志望する提案で優れた内容の事業9件については、みんなでグッジョブ運動より助成金を交付し、来年2月末までの期間で事業展開を図ります。

それぞれの事業を通じて、県民の皆様のお近くで「みんなでグッジョブ!」を繰り広げてまいります。

「グッジョブ!」な取り組みに応援よろしくお願いします。

みんなでグッジョブ運動ウェブサイトでは、随時、各事業の実施状況をご紹介します。ぜひアクセスしてください。

**みんなでグッジョブ運動 ウェブサイト**  
<http://www.goodjob-okinawa.info/>  
 (「みんなでグッジョブ」で検索)



平成23年7月21日開催 みんなでグッジョブ運動推進大会  
 県三役、金子哲雄さんほか出演者全員で「グッジョブ!」

## 県民提案型グッジョブ推進事業 採択事業一覧

	提案者・事業名	取組内容
1	興南中学校3年生 「夢のバトン～15歳のうちなーんちゅへ～プロジェクト」	中学生の視点で様々な職業を取材し、職業図鑑を作成することで、彼らの就労意識の向上を図る。
2	沖縄エネルギー環境教育研究会中高大連携プロジェクト チーム沖縄 「外界志向とチャレンジ精神を育むグッジョブ運動」	「ものづくり」や「経営者等による講話」などを通して、子どもたちの外界志向・チャレンジ精神を育む。
3	浦添商業高等学校 「若年者による『うちなーむん』活用展開事業」	伝統工芸品を活用した実習の実施により、子どもたちの伝統工芸への関心を高め、地域との連携を深める機会とする。
4	一般社団法人市民介護相談員なは 「課題解決の手法を学び介護の現場でグッジョブ事業」	介護保険事業所の中間管理職を対象とした研修を実施して、職員の定着率の向上などの課題解決を図る。
5	株式会社ラジオ沖縄 「みんなでグッジョブ! ジョブじょ〜ぐ〜」	県内の各業界の「裏方」を取材し、ラジオ番組を通して働くことの楽しさなどを伝える。
6	沖縄県中小企業家同友会 情報関連部会 ITまつり実行委員会 「ITまつり」でグッジョブ」	離島からの参加が困難だった「ITまつり」に、宮古・八重山の工業・商業高校生の参加を図り、ものづくりの喜び、思考する楽しみなどを伝える。
7	八重山商工高等学校 「美島商娘プロジェクト」	新商品開発、マーケティング調査などの取組成果をもって、本島での産業まつりや離島フェアへ参加し、学生たちの起業意識の向上を図る。
8	有限会社オーシャン・トゥエンティワン 「冬のおきなわカーニバル ～『学ぶこと』と『はたらくこと』の2日間～」設立プロジェクト	「夢」「働くこと」をキーワードとする沖縄版サマーセミナーを実施し、学生や求職者の職業観醸成や職業選択の場となる講座を開講する。
9	興南高等学校 企画広報室 「学校とよのなかをつなげる『夢へのバトンプロジェクト』」	就職活動を体験した大学生による課外授業実施などにより、働く目的意識を持って大学に進学する生徒を増やし、離職率の改善を図る。

### テレビ・ラジオでも「みんなでグッジョブ!」

放送局	放送時間	番組・コーナー名	番組・コーナー内容
ラジオ沖縄 (AM 864kHz)	毎週(月)～(金) 18:05～18:10	みんなでグッジョブ! ジョブじょ〜ぐ〜	県内各業界の裏方さんを紹介し、働くことの楽しさなどを伝えます。
F M 沖縄 (FM 87.3MHz)	毎週(土) 21:00～21:30	Radio job	中高生・若いリスナーとともに将来の夢や就職・仕事について考えていく番組です。
RBC テレビ (デジタル 3ch)	毎週(土) 12:30ごろ～	はばたくウチナーンチュ 県外でグッジョブ!	県外へ就職を果たした若者の仕事ぶり・暮らしぶりを紹介し、彼らに続き県外就職を考えている求職者の皆さんを後押しする番組です。
RBC i ラジオ (AM 738kHz)	毎週(月) 12:30ごろ～		



ワーク・ライフ・バランス推進事業



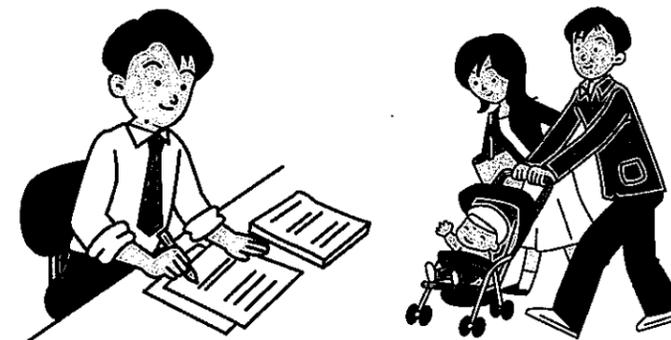
参加  
無料

# ワーク♡ライフ スマイルセミナー

テーマ 自分の人生を大切に生きる、個人も会社も変わるワークライフバランス

## ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」

生き活きと働き、楽しく暮らし、自分と周囲を大切にしながら本来の沖縄県民の活力ある姿を推進する事業を、今年度は「ワーク・ライフ・スマイル」と名付け、実践します。



講師：佐々木 常夫 氏 (東レ経営研究所特別顧問)  
「ビッグツリー」や「働く君に贈る25の言葉」著者  
ワークライフバランスのロールモデル

司会：安谷屋 真理子 氏

企業向け **10/5** (水) ザ・ナハテラス  
(開場13:30/開演14:00)

一般向け **11/23** (祝) 那覇市民会館  
(開場13:45/開演14:30)

※当日は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用頂きますようお願いいたします。

主催：沖縄県(商工労働部労政能力開発課)  
企画運営：学校法人KBC学園・MIOメンタルネットワーク  
問合せ：ワークライフスマイル事務局 (KBC学園港町教室内)  
TEL 098-988-0174 FAX 098-988-9099

Work, Life, Smile

平成23年度

## 沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」

### 記念講演会が開催されました

平成23年7月22日(金)に沖縄ハーバービューホテルで県の主催による沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会が開催され、約50名が参加しました。



今回は、「人生の元気・働く元気・つながる元気を作ろう」をテーマに、働く人々が心身の健康を保つことができるよう、ストレスに対処し、明るく働きやすい職場環境をつくることを目的に開催しました。

講師には、産業カウンセラーやキャリアコンサルタントとして活躍されているソーシャルスキル・プログラム代表の吉田真知子氏をお招きして、ご講演していただきました。

はじめに軽く全員で体操を行い、和やかな雰囲気の中で講演はスタートしました。

まず、「女性のうつ病患者数は男性に比べて多く、男性は10人に1人が一生のうち一度はうつにかかるのに対し、女性の場合は4人に1人がうつになる」とデータによる説明がありました。

うつにつながる要因としては、「育成・助け合い不足、つながり・関係性の低下、仕事の意味づけ縮小といったものがあり、人とのコミュニケーションが重要である。

人と人はつながっており、周囲の影響を知らず知らずと受けているため、プラスの連鎖を作ることが

働く元気を作ることに繋がる」と話していました。

次に、「健康に生きた人の共通点としては、見通し感・自己効力感・人生の意味を感じていることがあって、これら3つの性質を手に入れるためにはどうすればいいのか」と問いかけ、その答えとして「人に存在を認めてもらうことが人生の意味を感じることであり、自己効力感にもつながる。また、自己効力感をもって行動するうちに見通し感もついてくる。地域とのつながりがあれば、様々な人がモデルとなるので、自分に対する見本になる。」と話していました。

最後に、「人と人がつながり、コミュニケーションを豊かにするためには、人の話に耳を傾けること、そのとき相手の存在を非常に大切にしている時間になる。人の話を心で聴いていただきたい」と講演を締めくくりました。

最近の職場においては、様々なストレスを感じ、心身のバランスを崩す労働者が増えています。今回の講演で、ストレスへの対処法や心身の健康の維持方法を知ることができた有意義な講演会でした。



# ご案内 平成24年度訓練生募集のお知らせ

県立職業能力開発校では、平成24年度の訓練生を次のとおり募集します。

## 1 普通課程（高等学校卒業生等対象）

管轄	訓練科名	定員	期間	募集対象
浦添校	自動車整備科	25名	2年	高等学校等を卒業した者、卒業見込の者、または同等以上の学力を有すると認められる者
	電気工事科	5名		
	建設機械整備科	10名	1年	
	OA事務科(身体障がい者対象)	10名		
具志川校	電管施工科	30名	2年	
	自動車整備科	20名		
	建設機械整備科	10名	1年	
	メディア・アート科	10名		

※普通課程の建設機械整備科、電管施工科、メディア・アート科は推薦入試制度があります。

## 2 短期課程（求職者対象）

管轄	訓練科名	定員	期間	募集対象	
浦添校	電気工事科	30名	1年	①求職者で、公共職業安定所で職業相談を受けた者	
	板金溶接科	25名			
	設備システム科	25名			
	建設機械整備科	20名			
	エクステリア科	30名			
	OA事務科	前期	30名		6か月
後期		30名			
具志川校	建設機械整備科	20名	1年		②中学校卒業見込み者が応募できる科は、板金溶接科・設備システム科・エクステリア科です
	メディア・アート科	20名			
	情報システム科	20名			
	製図科(身体障がい者対象)	10名			
	OA事務科	前期	25名	6か月	
		後期	25名		
	販売実務科(知的障がい者対象)	前期	10名		
		後期	10名		

※短期課程の板金溶接科、エクステリア科は推薦入試制度があります。

※OA事務科、販売実務科の後期課程は下記日程とは別途に選考試験を実施します。

## 3 願書受付期間（午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く）

普通課程：平成24年1月16日（月）～1月31日（火）

短期課程：平成24年2月1日（水）～2月15日（水）

推薦入試：平成23年11月21日（月）～12月2日（金）

## 4 選考試験日

普通課程：平成24年3月14日（水）

短期課程：平成24年3月13日（火）

推薦入試：平成23年12月9日（金）

## 5 合格発表

普通課程、短期課程：平成24年3月26日（月）

推薦入試：平成23年12月14日（水）（郵送により、学校長あてに通知します。）

## その他の訓練

### 委託訓練

施設内訓練の他に、民間の専門学校に委託して行う委託訓練も実施しています。詳細については各職業能力開発校へお問い合わせください。

## 訓練期間中の援護措置

雇用保険法による失業給付	雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長の指示を受けた入校者は、訓練期間中失業等給付金の基本手当等が支給されます。
訓練手当の支給	障がい者及び母子家庭の母等で、公共職業安定所長の指示を受けた入校者は、訓練期間中訓練手当が支給されます。但し、雇用保険法による基本手当等の受給者は対象になりません。（予算の範囲内に限ります。）
学割の適用	バス・モノレールを利用しての通学には、学割運賃が適用されます。
就職のあっせん	職業能力開発校及び公共職業安定所で就職をあっせんします。

詳しくは下記の施設へお問い合わせください。

浦添職業能力開発校	具志川職業能力開発校
〒901-2113 浦添市大平 531 番地 TEL：(098) 878-5627・879-2560 FAX：(098) 876-4400 URL：http://www.uranou.ac.jp/	〒904-2241 うるま市兼箇段 1945 番地 TEL：(098) 973-5954・973-6680 FAX：(098) 974-7465 URL：http://www.gushideve.ac.jp/

### 各公共職業安定所お問い合わせ先

那覇公共職業安定所	TEL(098)916-6203	沖縄公共職業安定所	TEL(098)939-3200
ハローワークプラザ沖縄	TEL(098)939-8020	名護公共職業安定所	TEL(0980)52-2810
宮古公共職業安定所	TEL(0980)72-3329	八重山公共職業安定所	TEL(0980)82-2327

働く人の暮らしを守る制度です。

# 沖縄県最低賃金が改定されました。

# 645円

時間額

[発効日]平成23年11月6日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

**必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

ウェブで最低賃金をチェックできます

**最低賃金制度**

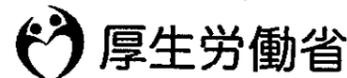


厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

……未手続の事業主はお早めに加入手続きを……

厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

※厚生労働省では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、11月1日から11月30日までを「労働保険適用促進強化期間」として集中的に適用促進活動を行うこととしています。

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険制度です。

◆労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、職業訓練等により求職活動を容易にし、労働者の職業の安定を図る制度です。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、お早めに手続きを行ってください。

### 《未手続事業に対する費用徴収制度について》

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の成立手続を行わない期間中に労働災害が生じた場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部又は全部を徴収することとなっています。

なお、沖縄労働局では再三の加入指導に応じない場合は職権による加入手続きを進めることとしています。

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室 (TEL 098-868-4038) または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。

# 高年齢者雇用安定法関連のお知らせ

## 高年齢者の雇用確保措置は義務です。

平成18年4月1日から高年齢者雇用安定法の改正により事業主は、その雇用する労働者が65歳（※1）まで働き続けることができるよう以下のいずれかの措置を講じることが義務づけられています。



① 「定年の定め廃止」、「定年の引き上げ」または、「希望者全員の継続雇用制度の導入」

② 継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について  
労使協定（※2）を締結

◆継続雇用制度の導入にあたって、対象となる高年齢者の基準について労使協定を締結せず、平成23年4月1日以降当該高年齢者が離職した場合、雇用保険被保険者離職証明書の離職理由は、当該高年齢者の継続雇用の希望有無に関わらず、事業主都合となりますのでご注意ください。

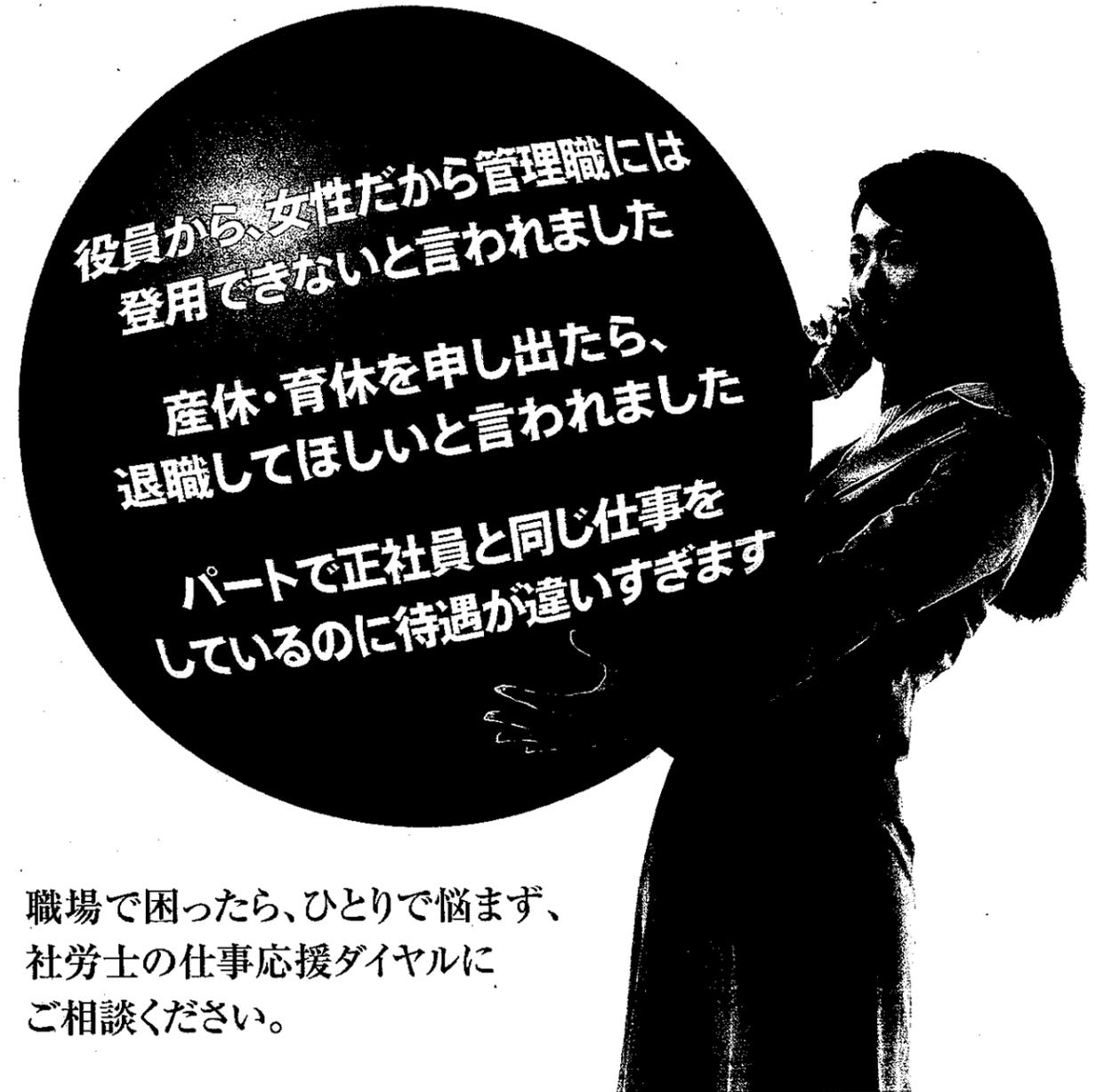
※各種助成金制度を活用される場合、事業主都合の離職により、当該助成金が支給されない場合があります。

（※1）男性の厚生年金の定額部分の支給開始年齢のスケジュールにあわせ  
男女同一に段階的に引き上げられます。

平成22年4月1日～平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日～	65歳

（※2）労使協定とは、労働条件その他の事項について、事業場の過半数の労働者で組織する労働組合（無い場合は労働者の過半数を代表する者）と事業主との間で合意して書面により締結される協定です。

※ 就業規則の作成・変更を行った場合は、速やかに労働基準監督署に届け出て下さい。



役員から、女性だから管理職には  
登用できないと言われました  
産休・育休を申し出たら、  
退職してほしいと言われました  
パートで正社員と同じ仕事を  
しているのに待遇が違いすぎます

職場で困ったら、ひとりで悩まず、  
社労士の仕事応援ダイヤルに  
ご相談ください。

職場の悩みは、専門家に相談!

### 仕事応援ダイヤル

労働者・事業主のみならず  
職場での男女差別やセクハラ、育児・介護休業、パートタイム  
労働問題に、社労士が親身になってお答えします。

夜間・土曜日対応 | 相談無料 | 秘密厳守

ナルホドシャロウシ  
☎ 0120-07-4864  
(携帯電話不通)  
ナルホドシャロウシ  
☎ 0570-07-4864  
(携帯電話用有料)

- 受付時間:月～金 午後 5:00～午後 8:00  
土 午前10:00～午後 6:00
- 受付期間:平成24年3月31日まで
- メール相談:24時間相談受付

「仕事応援ダイヤル」は厚生労働省からの委託事業です。

詳しい情報はWEBで [仕事応援ダイヤル](#) [検索](#)

# 中小企業を経営されている皆さまへ

## 雇用・労働関係の情報をまとめた ウェブサイトを開設しました

中小企業向け助成金などの支援策や労働関係法令の概要などを、検索しやすくまとめて掲載しています。厚生労働省ホームページから、下記の要領でアクセスいただけます。ぜひ、ご利用ください。

◆厚生労働省トップページ  
http://www.mhlw.go.jp/  
から、以下①～④のいずれかをクリック!

◆「中小企業を経営されている方へ」が表示されます。

- ①「雇用・労働」の「注目のキーワード」内の「中小企業向け」
- ②「雇用・労働」内の「労使関係」または「労働政策全般」→「中小企業を経営されている方へ」
- ③「他分野の取り組み」内の「労働政策全般」→「中小企業を経営されている方へ」
- ④「クローズアップ厚生労働省」にバナーが表示されている場合もあります。



# (財)沖縄中部勤労者 福祉サービスセンター ゆいワークは、

## 自営業の方、中小企業所の事業主、従業員の皆様の 福利厚生向上に努めています。

従業員の労働意欲の向上のために...  
家族や仲間と過ごす時間をさらに充実させるために...  
優秀な人材の確保・定着のために... 一役買います!



会費は おひとり  
月額 **1,000円**  
豊富な福利厚生  
メニュー

- 入会のメリット(事業主編)
- 事業所が負担した会費は損金または必要経費として計上、税制面でお得です。
  - 事業所単独では難しい福利厚生制度を簡単に導入できます。
  - 事業主も従業員と同様のサービスが受けられます。
  - 企画や手配等の手間が軽減されます
  - 共済会、互助会のアウトソーシングにもお得です。

- 従業員にとって入会のメリットは、
- お祝い金やお見舞金を受取る事ができます。
  - チケット等が通常よりお安く購入できます。
  - ご家族もお得料金で利用できます。
  - お得な情報を定期的にゲットできます。
  - 気軽にご利用できます。

### 30種余のお祝い金・お見舞金給付

- ▶結婚祝 ▶出産祝 ▶還暦祝
- ▶勤続祝 ▶お子様の入学
- ▶勤続祝 ▶沖縄オリジナルご長寿祝、親御さんの  
トーチカ・カジマヤー祝等
- ▶傷病休業・死亡などのお見舞金

### 健康診断受診補助

健康だから働ける...家族の為に健康でいたい...

健康維持増進のお手伝いします。

- ▶定期健診・人間ドック等の受診費用の助成
- ▶健康講座や体力教室の案内
- ▶健康に関する情報の発信

### 会員に人気の 主なサービス

### 余暇活動助成

仕事以外の時間(余暇)は、家族や仲間と楽しく過ごしてリフレッシュしたい...

会員は、一般料金よりお安い料金でご利用できるから、家族もうれしい! お得なサービス

- ▶映画券・コンサート等のチケット斡旋販売、が通常よりお安く購入できます。
- ▶日帰りバスツアー、ボウリング大会などのイベントに低料金で参加できます
- ▶ホテル等宿泊施設の割引利用や宿泊補助が受けられます。
- ▶全国や九州地区サービスセンターと協力し、ホテル・店舗・娯楽施設がお安く利用できるよう提携。
- ▶宿泊施設利用共同企画や家庭常備薬等の物品販売も好評です!

サービス対象地域 (2011年現在)

・沖縄市 ・北谷町  
・うるま市 ・北中城村

加入できる方

- ・サービス対象地域内で働いている方または事業主
- ・サービス対象地域に在住し、他市町村で働いている方

ただし、週20時間以下勤務の方、退職・離職予定の方  
短期契約で働く方等 一部加入できない場合があります。

お問い合わせ・資料のご請求は

# ゆいワーク

(財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター  
〒904-0014 沖縄市仲宗根町35-8

☎098-929-4001  
http://www.yuiwaku-oki.jp

ゆいワーク 検索

退職願の受け取り拒否について

相談内容

私は、ある会社に営業マンとして就職し3ヶ月になりますが、仕事の内容が自分の考えていた仕事とはかなり違いがあり、先日退職したいと申し出ました。

ところが会社側は「君を採用するにあたってはそれなりの費用がかかっているし、たったの3ヶ月では元が取れない」と言って退職願を受け取ってくれません。もう少し働かなければならないのでしょうか。

相談回答

労働契約には、雇用期間の定めがある場合と、期間の定めがない場合があります。契約期間の定めをした場合は別にして、一般の正社員のように雇用期間の定めがなく雇われた者は、民法第627条の規定によって「何時でも解約の申し入れが出来る」とし、その場合原則として解約申し入れ後2週間経過したときに雇用契約は終了します。

仮に、会社の就業規則に退職する場合は2ヶ月前に退職願を提出しなければならないと規定されていても、民法第627条の規定が優先されます。労働者には、原則として職業選択の自由があり、退職の自由があります。退職願を受け取らないとのことですが、それを振り切って退職することは可能です。

退職の意思表示は口頭でも良いのですが、その場合、何時の時点で申し出たのかについて双方に食い違いが出る恐れがあるので、内容証明郵便で送付するのがよいでしょう。

雇用期間の定めがある場合は、その期間中は労務提供の義務があり民法第299条に規定する「やむを得ない事由」がある時に限り、何時でも辞めることが出来ます。もしも労働者に瑕疵がある場合は事情によっては使用者から損害賠償を求められることもあります。また、労使間で特定の仕事を任せるとあって、特に約束をし、その仕事が終わるまでは退職しないというような合意をした場合は、その合意は原則として尊重されるべきです。但し、採用時の費用弁償等を理由に継続労働を強制した場合は別です。

以上の事を念頭に改めて会社に退職の申し出をして、よく話し合ってください。

参考までのため、退職願と退職届けについて触れておきます。

退職願は、使用者と労働者の合意解約申し入れであり、退職届けは、一方的な解約の通知という考えもありますので、退職の意思が強い場合は「届け」にした方がよいでしょう。

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介  
～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？  
当委員会では、労使間の労働条件等に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。  
今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」について、紹介します。

◆「個別労働関係紛争のあっせん」とは？  
労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うもので、「(労働者又は使用者の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものではありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？  
個々の労働者と使用者との間で起きた、労働条件やその他労働関係に関するトラブルです。例えば、解雇、雇止め、賃金、休日・休暇、昇給、配置転換などです。

◆あっせん員はどのような人ですか？  
「あっせん員」とは、「あっせん員候補者名簿」に記載されている人の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

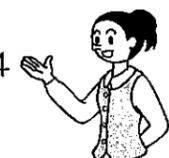
「あっせん員候補者名簿」には、労働委員会の公益委員(大学教授、弁護士などの学識経験者)5名、労働者委員(労働組合の役員など)5名、使用者委員(企業経営者、使用者団体役員など)5名と事務局職員3名の計18名が登録されています。

通常は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ1名ずつが指名され、3名であっせんを行います。

◆個別労働関係紛争のあっせんのメリットを教えてください。  
・ 1カ月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。  
・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。  
・ 申請の手続きは簡単で、費用は無料です。

☆☆事務局から一言☆☆  
個別労働関係紛争のあっせんの申請・手続きに関することは、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)  
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554  
ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索  
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp



# 沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県) %	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 (H17=100)	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効 求職者数 (人)	求人数 (人)	求人倍率	就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県								
平成 12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	101.5	100.3
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.7	99.6
22年 7月	31,929	280,688	12,412	112,691	44	6.5	38,053	11,376	0.30	2,086	100.1	99.2
8月	31,887	278,243	12,369	115,182	53	7.8	36,814	11,347	0.31	1,790	100.5	99.5
9月	31,901	275,518	12,401	115,564	54	8.0	37,039	12,481	0.34	2,050	100.7	99.8
10月	31,882	278,682	12,447	113,500	54	8.1	37,291	12,682	0.34	2,174	101.0	100.2
11月	31,802	279,798	12,552	113,039	47	6.9	37,760	12,324	0.33	2,084	100.9	99.9
12月	31,815	276,661	12,541	114,986	48	7.1	36,445	10,807	0.30	1,579	100.4	99.6
23年 1月	31,754	273,186	12,461	116,063	51	7.6	38,064	11,608	0.30	1,583	100.4	99.4
2月	31,705	274,341	12,449	114,866	44	6.6	40,831	13,652	0.33	1,828	100.2	99.3
3月	31,561	272,978	12,420	112,882	41	6.2	45,742	15,442	0.34	2,933	100.5	99.6
4月	32,049	279,033	12,347	114,424	46	6.9	48,257	13,559	0.26	2,565	100.6	99.9
5月	32,051	277,090	12,362	115,732	51	7.8	47,967	12,132	0.25	2,063	100.8	100.0
6月	32,060	279,163	12,442	115,038	50	7.6	46,438	12,312	0.27	2,160	101.0	99.9
資料出所	県 統 計 課				沖 縄 労 働 局				県統計課			

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成 12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
22年 7月	154.8	155.0	142.8	145.4	12.0	9.6	415,675	273,650	291,141	232,050	124,534	41,600
8月	147.6	152.6	135.9	143.5	11.7	9.1	301,710	245,555	290,462	231,987	11,248	13,568
9月	150.5	150.6	138.6	141.3	11.9	9.3	297,282	231,968	291,076	231,580	6,206	388
10月	150.0	150.9	137.8	141.5	12.2	9.4	298,480	231,611	292,265	231,171	6,215	440
11月	152.3	150.8	139.8	141.1	12.5	9.7	313,202	236,938	291,921	232,263	21,281	4,675
12月	150.0	152.3	137.5	141.5	12.5	10.8	661,040	465,148	292,646	235,070	368,394	230,078
23年 1月	140.5	147.6	128.8	137.5	11.7	10.1	303,301	234,419	289,701	233,925	13,600	494
2月	145.6	144.5	133.6	135.1	12.0	9.4	294,764	239,003	290,859	232,967	3,905	6,036
3月	149.5	154.8	137.4	144.5	12.1	10.3	308,743	245,864	291,198	237,201	17,545	8,663
4月	149.3	152.5	139.3	143.7	10.0	8.8	302,655	234,059	293,186	233,166	9,519	893
5月	142.2	146.4	131.0	137.0	11.2	9.4	303,275	231,820	288,598	231,328	14,677	492
6月	155.1	153.2	143.6	144.5	11.5	8.7	529,985	404,274	292,459	233,808	237,526	170,466
資料出所	県 統 計 課						県統計課					

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値  
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上  
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」115号 (琉球労働から通巻189号)

2011年10月31日発行

編集・発行 / 沖縄県商工労働部労政能力開発課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL (098) 866-2366

FAX (098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人 / 武田 智

印刷所 / 赤道印刷術

〒904-2245 うるま市字赤道247-9

TEL (098) 973-3383

FAX (098) 973-0878